

堺市公告第244号

令和4年3月25日付け堺市公告第181号により公告した堺市立農業公園条例（平成12年条例第21号）第24条第1項第2号の規定に基づく、堺市立農業公園の開園時間、休園日及び利用時間に係る公告について、次のとおり訂正する。

令和4年4月20日

堺市長 永藤英機

訂正箇所	訂正内容	
公告文	訂 正 前	堺市立農業公園条例（平成12年条例第21号）第24条第1項第2号の規定に基づき、次のとおり堺市立農業公園の開園時間、休園日及び利用時間を指定管理者が定めたので、同条第2項において準用する同条例第23条第3項の規定により、次のとおり公告する。
	訂 正 後	堺市立農業公園条例（平成12年条例第21号）第24条第1項第2号の規定に基づき、次のとおり堺市立農業公園（農産物直売所を除く。）の開園時間、休園日及び利用時間を指定管理者が定めたので、同条第2項において準用する同条例第23条第3項の規定により、次のとおり公告する。